

次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委員会議事録（案）	
会議名	第2回 次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委員会
日程	2016年6月29日（水）16:30～18:15
場所	産業技術大学院大学 265 会議室
出席者 （敬称略）	計 17 名
配布資料	<p>PIA20160629-001 プライバシー影響評価フレームワーク、認定個人情報保護団体の組織化およびコストに関する調査分析</p> <p>PIA20160629-002 第2回次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委員会の開催</p> <p>PIA20160629-005 万引き常習犯対応顔認証システムに関する調査</p> <p>PIA20160629-006 セキュリティ産業新聞（参考資料）</p> <p>PIA20160629-007 次世代ネットワーク型監視カメラプライバシー保護専門研究委員会</p> <p>PIA20160629-008 日本におけるCBPR認証制度の運用開始（参考資料）</p> <p>PIA20160525-009 次世代ネットワーク型監視カメラのプライバシー保護研究専門委員会議事録（案）</p> <p>PIA20160525-010 豊島区総合防災システムに関する調査報告書</p> <p>PIA20160525-011 PIAの実施計画（案）</p> <p>PIA20160525-012 行政機関等が保有する個人情報の保護に関する法律の改正の概要</p> <p>*下記の資料のネット公開、雑誌掲載は提供先の稲本様より禁止とされています。ご承知の上取り扱ってください。</p> <p>PIA20160629-003万引防止のための盗難情報データベース構築委員会報告（ビデオ視聴）</p> <p>PIA20160629-004万防時報</p> <p>ほか、全国万引犯罪防止協会よりハンズアウト</p>
No	議事詳細
1	<p>◆ 議事録およびスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月の議事録案は承認された。 スケジュールは新たなタスク（コスト、認定個人情報保護団体調査）が入ったが、オンスケジュール。 PIA 実施に関し <p>PIAは7月ごろから着手を予定している。当初はステップ1、ステップ2の2段階でPIAを実施する予定であった。ステップ2では全国万引犯罪防止機構のシステムを想定していたが、計画段階で実施時期が不明確であること、学外等オープンな場で発表ができないことから方針転換を行った。本日事例の発表を行うジュンク堂等のシステムをもとに想定システムにてPIAを実施する。成果物は簡易PIAマニュアルと実施団体へのTT(Technical Transfer)を想定している。 (瀬戸)</p>
2	<p>◆ 認定個人情報保護団体に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 20160629-001「認定個人情報保護団体の組織化およびコストに関する調査分析」を基に説

No	議事詳細
	<p>明を行った。説明後に下記の質疑応答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● システム構築会社は構築組織側として認定個人情報保護団体と打合せを実施することはあるか？ (担当下村) <p>実際に立ち会ったことはない、組織内評価チームが認定個人情報保護団体とやりとりをおこなう。基本的にシステム構築・運用組織自体が仕様を理解しているはずである。(瀬戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 評価チームは社外か <p>そのとおり、海外では公共事業は社外の評価チームが行うと厳格に決められている場合もある。ただし、民間は自社の内部で行っている場合もある。(瀬戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 評価チームがどこの団体(企業)であるか、評価中はオフレコとなるものか。 <p>万引防止、オリンピック等、公共性のあるシステムはオープンとする必要がある。民間か公共かによって違いはある。(瀬戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認定個人情報保護団体の中に評価チームがあるケースが多いのか <p>韓国の場合は国が評価チーム(団体)を認定しており、5～6社が実施している。監督者、評価実務者に利害関係があってはいけない。利害関係が発生しないよう保護団体と評価コンサルを実施する法的に分けるように明記されている。(瀬戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学生の能力ゼロからのスタートとはどういうことか <p>セキュリティ関連の講義は受講しているが、PIAについては知識ゼロからスタートし、勉強しつつPIAを実施しているという意味である。民間でも学生ほどではないが最初のワントライは労力がかかるのではないか。(瀬戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● PIAにかかる費用はシステムの金額、規模のどのくらいの割合になるのか <p>システム構築のどの段階でPIAを実施するかによって金額が変わってくる。基本設計の場合はシンプルに実施できるが詳細設計は複雑になってくる分工数はかかるのではないか。概ね1ヶ月程度、大規模システムで2ヶ月程度かかる(～1000万円というオーダー)、簡易PIAでは1ヶ月程度という印象である(～300万円というオーダー)。また、簡易PIAの場合は評価シートがテンプレート化されるためコスト削減になるのではないか。しかし、行政機関等厳格な場合は詳細PIAを実施する必要がある。(瀬戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 認定個人情報保護団体となってもコストがかかるだけで、メリットがないのではないか <p>賛助会員の企業から費用を徴収する方法がある。JIPDECの場合、苦情窓口だけで有資格者を10名雇用し5000万円の費用がかかっていると聞いている。ただし、会員企業から賛助会員費を得ている。会員各社にとっても苦情窓口にはコストがかかるため、リスク分散となるのでは。(瀬戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 日本画像認識協会が認定個人情報保護団体となるのは反対というより無理ではないか。 <p>そのように考えモデル3(複数の認定団体との関係強化)を推奨する。(瀬戸)</p>
3	◆ システム調査

No	議事詳細
	<p>20160629-010 「豊島区総合防災システムに関する調査」を基に事例発表を行った。</p> <p>20160629-005 「万引き常習犯対応システムに関する調査」を基に事例発表を行った。</p> <p>(担当 田)</p> <ul style="list-style-type: none"> 万引き犯の情報は要配慮個人情報にあたるのではないかと要配慮個人情報に該当する。(瀬戸) 万引き犯の登録はどのように行っているのか <p>万引き実行犯に対しては本人同意を得て登録を行っているようである。しかし、画像から直接容疑者を登録する機能についてはその存在有無について調査することができなかつたため、不明である。(下村)</p>
4	<p>◆ 法、政令(昨年度の追加調査)</p> <p>20160629-0012 「行政機関等が保有する個人情報の保護に関する法律の改正の概要」を基に法改正の概要説明を行った。</p> <p>(担当 下村)</p> <p>匿名加工情報に関する明文化が行われた。オープンデータの利用を念頭においた模様。ただし匿名加工情報の要件の政令はまだ発行されていない。(下村)</p>
5	<p>◆ PIA 実験システムの概要</p> <p>20160525-011 「PIAの実施計画(案)」を基に実施計画の説明を行った。</p> <p>(担当 瀬戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> システム構成図のA社、B社で顔認識データの共有を行うのか。 <p>管理センターが管理をして各会社に万引き犯やマーケティング情報の提供することを想定している。カメラの設置処理等すべてアウトソースしてサービスを購入しているイメージである。(瀬戸)</p> <ul style="list-style-type: none"> その見解は難しい。管理責任はどこがデータを持っているかが問題で、A事業者、B事業者がそれぞれ管理責任をとる。管理センターに業務委託している形になるのではないかと。警備会社がデータを収集し管理するという形はありえないか。(瀬戸) データの持ち主が警備会社という想定はありえない。(筒井) <p>警備会社等のカメラ設置を小売店が許可し、警備会社等が店内の個人情報を収集し管理責任を負うという考え方はできないか。(下村)</p> <p>小売店が取得データを利用する目的であるため、データの管理・システムの管理は警備会社であっても、保有個人データの持ち主は小売店、管理責任は小売店ということになるのでは。(筒井)</p>
6	<p>◆ 日本万引き犯罪防止機構よりの状況紹介</p> <p>日本万引犯罪防止機構(稲本)よりの状況紹介を動画にて行った。</p>

No	議事詳細
7	<p>◆ 次回の委員会予定</p> <p>日時：7月27日（水）16:30～18:00</p> <p>場所：産業技術大学院大学 会議室</p> <p>議題案：PIAの実施報告、法的解釈、継続調査など</p> <p>委員から情報提供を歓迎する。</p>
	<p>その他</p> <p>PIA実証に関し、関係者にヒアリングし至急フィックスする。</p>

以 上